

第5回津軽地域ごみ処理広域化協議会（会議録）

開催日	令和3年8月30日（月）	時間	午後2時～	
開催場所	弘前地区環境整備センター管理棟3階 大会議室			
出席者 （8人）	弘前市長	黒石市長	平川市長	藤崎町長
	櫻田 宏	高樋 憲	長尾 忠行	平田 博幸
	大鰐町長	板柳町長	田舎館村長	西目屋村長
	山田 年伸	成田 誠	鈴木 孝雄	桑田 豊昭

【津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局】

役 職	氏 名	備 考
局 長	岩崎 隆	弘前地区環境整備事務組合 事務局長
次 長	太田 泰輔	弘前地区環境整備事務組合 総務課長
次長補佐	川辺 貴志	弘前地区環境整備事務組合 総務課長補佐
次長補佐	福士 幸司	黒石地区清掃施設組合 事務局次長補佐
総括主幹	吹田 稔	弘前地区環境整備事務組合 総務課総括主幹
総括主査	竹谷 拓	弘前地区環境整備事務組合 総務課総括主査
主任主事	中田 和道	弘前地区環境整備事務組合 総務課主任主事
主 事	加藤 秀治	弘前地区環境整備事務組合 総務課主事

【弘前地区環境整備事務組合事務局・黒石地区清掃施設組合事務局】

所 属	役 職	氏 名
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長	蒔苗 篤
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長補佐	成田 公司
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課総括主査	内山 真徳
弘前地区環境整備事務組合	総務課管理係長	館山 陽平
黒石地区清掃施設組合	事務局長	鈴木 正人
黒石地区清掃施設組合	事務局次長	高田 正徳

【取材報道機関】

東奥日報社、陸奥新報社、津軽新報社

【1 開会】

事務局次長 太田 泰輔

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第5回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催いたします。

協議に入るまで進行役を務めさせていただきます、協議会事務局次長の太田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、協議会会則第7条第1項に基づきまして、会議の議長を櫻田弘前市長にお願いしたいと思ひます。

櫻田弘前市長よろしくお願ひいたします。

【2 案件】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

それでは、暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の出席者は8名で定足数に達しております。

よって、直ちに会議を開きます。

これまで令和8年度の弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合の統合に向けて協議、調整しておりますが、本日は前回の会議以降、事務レベルで調整してきた内容について協議したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第2の案件（1）「協議項目の協議」に入ります。本日の協議項目は、6項目となりますが、協議項目ごとに協議を進めてまいりたいと思ひます。

まず、「分類5-1 経費の負担割合等」について協議いたします。事務局から説明をいたさせます。

事務局長 岩崎 隆

事務局長の岩崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1をご覧ください。

まず、「1 調整内容」であります。広域化後のごみ処理に係る処理費及び施設維持管理費、施設整備費の負担方法と負担割合を定めるものであります。なお、施設整備費についてであります。本協議会では広域化に伴う施設整備である南部清掃工場基幹的設備改良工事費について協議するものであり、その他の施設の建設及び解体等については、それらの経費が発生する際に改めて協議をすることとしています。

次に、「2 経費の負担方法と特徴」では、全国の事例で見られる負担方法の内容及び特徴を整理しており、「3 両組合の現状」では、現在の両組合の負担方法や負担割合を経費ごとに整理しております。

次に、「4 調整方針案」であります。幹事会で協議した結果、「①処理費及

び施設維持管理費」については、「弘前地区環境整備事務組合の分担方法及び割合を引き継ぐ。ただし、令和13年度以降については、現時点での試算に不確定要素を多く含むことから、令和13年度中に改めて試算し、協議を行うこととする」とし、「②施設整備費」については、「南部清掃工場建設時の分担方法及び割合を引き継ぐ」としております。

資料2ページをご覧ください。

「5 調整方針案に基づく負担金試算結果」では、「4 調整方針案」に基づいて試算した場合に見込まれる各市町村の負担金額を表で示しており、広域化によって、全ての市町村の負担金が、広域化しない場合と比較して減少する結果となっております。

「分類5-1 経費の負担割合等」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご質問が無いようですので、「分類5-1 経費の負担割合等」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「協議項目 経費の負担割合等」は原案のとおり決定されました。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次に「分類6-2 組織及び職員配置」について協議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

資料2をご覧ください。

まず、「1 調整内容」であります。広域化後のごみ処理体制を想定した組合組織及び職員配置について定めるものであります。

「2 協議に当たっての考え方」であります。広域化後に使用することが決定している弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場では、施設の運転維持管理の大部分が民間事業者へ委託されており、組合の組織体制は管理部門が中心となっております。このようなことから、広域化によりごみ処理量が増加したとしても組合組織体制への影響は少なく、広域化後も現在の組織体制による組合運営が可能と想定されます。なお、現在、弘前地区環境整備事務組合に配置されている職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づく弘前市からの派遣となっております。

次に、「3 調整方針案」であります。「2 協議に当たっての考え方」を踏まえ、幹事会で協議した結果、「現行の弘前地区環境整備事務組合の組織体制及び人員配置を引き継ぐこととし、職員は地方自治法第252条の17の規定に基づく構成市町村からの派遣とする」としております。

「4 その他」であります。調整方針案で「職員は構成市町村からの派遣とする」としておりますが、各市町村からの派遣人数については、派遣に必要な業務経験や資格取得状況などを踏まえ、広域化時までに協議の上、決定したいと考えております。

「分類6-2 組織及び職員配置」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ないようですので、「分類6-2 組織及び職員配置」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「協議項目 組織及び職員配置」は原案のとおり決定されました。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次に「分類10-2 一般廃棄物の処分手数料」について協議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

資料3をご覧ください。

まず、「1 調整内容」であります。広域化後のごみ処理施設に排出者が直接搬入する際に支払う一般廃棄物の処分手数料の金額を定めるものであります。

「2 協議に当たっての考え方」であります。①として、中小企業や地域産業への影響を考慮した料金設定とすること、②として、国が示す標準的なコスト計算手法である「一般廃棄物会計基準」を用いて処分単価を算出すること、③として、各市町村のごみ減量化・資源化の推進に影響のない料金設定とすることを基本的な考え方としております。

「3 調整方針案」であります。幹事会で協議した結果、「現行の弘前地区環境整備事務組合の基準を引き継ぐ。なお、広域化後一定の期間を経た後、充当率等の検証を行い、必要に応じて見直すこととする」としております。

なお、調整方針案どおり調整された場合は、広域化後の処分手数料が「①処分手数料案」の表でお示ししているとおり、可燃ごみが10キログラムあたり税込み110円、不燃・粗大ごみが10キログラムあたり137.5円となります。

「分類10-2 一般廃棄物の処分手数料」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようですので、「分類10-2 一般廃棄物の処分手数料」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「協議項目 一般廃棄物の処分手数料」は原案のとおり決定されました。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次に「分類10-3 組合が処分する産業廃棄物」について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 岩崎 隆

資料4をご覧ください。

まず、「1 調整内容」ではありますが、法律上、市町村や組合の判断で例外的な受入れが認められている産業廃棄物として、弘前地区環境整備事務組合では、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」の受入れを認めておりますが、黒石地区清掃施設組合では受入れを認めていない状況となっており、両組合で取扱いが異なっていることから、広域化後の取扱いを定めるものであります。

「2 協議に当たっての考え方」ではありますが、弘前地区環境整備事務組合では例外的な受入れを認めているものの、これまでに受入れた実績はなく、また、受入れを認めている「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」については、8市町村管内において、県の処分業の許可を受けている民間事業者がそれぞれ5事業者以上存在しており、処理体制が十分確保されているものと考えております。

このような理由から、幹事会で協議した結果、「3 調整方針案」として、「組合が一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物は定めない」としております。

「4 その他」ではありますが、調整方針案のとおり調整された場合は、協議項目のうち、「分類10-4 産業廃棄物の処分費用」は協議不要なものとして協議項目から削除するものであります。

「分類10-3 組合が処分する産業廃棄物」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようでありますので、「分類10-3 組合が処分する産業廃棄物」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「協議項目 組合が処分する産業廃棄物」は原案のとおり決定されました。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次に「分類 1 1 - 5 り災ごみ」について協議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

資料5をご覧ください。

まず、「1 調整内容」であります。弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合で受入れしている「り災ごみ」について、両組合で取扱いが異なっている部分があるため、広域化後の受入施設及び受入基準を定めるものであります。

「2 両組合の現状」であります。り災証明が発行された物件から排出された一般廃棄物で、「①受入れできるもの」及び「②受入れできないもの」をそれぞれ表で整理しており、赤書きの部分が両組合で異なる部分となります。

次に、「3 調整方針案」であります。広域化後にごみ処理を行う施設が弘前地区環境整備センターと南部清掃工場となりますが、り災ごみには南部清掃工場での処理が難しい破砕が必要なものが多く含まれております。このような状況を踏まえ、幹事会で協議した結果、調整方針案を「受入施設は弘前地区環境整備センターとし、受入基準は現行の施設受入基準を引き継ぐ。」としております。なお、「り災ごみ」のうち、地震や風水害等の自然災害により発生する災害廃棄物については、各市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、各市町村の被害状況や廃棄物の発生量を勘案した上で、組合施設に搬入することになりますので、調整方針案に「なお、災害廃棄物については、各市町村の災害廃棄物処理計画に基づき処理する」と追記しております。

「分類 1 1 - 5 り災ごみ」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようでありますので、「分類 1 1 - 5 り災ごみ」について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「協議項目 り災ごみ」は原案のとおり決定されました。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次に「分類 1 2 - 1 可燃ごみの処理区域割」について協議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

資料 6 をご覧ください。

まず、「1 調整内容」であります。広域化後は弘前地区環境整備センターと南部清掃工場でごみ処理を行うことが決定しておりますが、可燃ごみは両施設で処理が可能であるため、施設の処理能力などを勘案した上で、各施設での処理区域を定めるものであります。なお、本協議項目ではあくまでも市町村が委託収集している可燃ごみについて協議するものであり、事業者から排出される可燃ごみについては事業者の判断で各施設へ搬入できるものといたします。

「2 各市町村の意向と施設処理能力について」であります。①可燃ごみの搬入先に係る現状と広域化後の意向は、現在の各市町村の可燃ごみ搬入先と広域化後に搬入を希望する施設を事前調査した結果をまとめたものであります。また、②施設処理能力と処理量推計は、現在使用している 3 つの処理施設の処理能力と令和元年度の処理量実績、そして、各市町村の希望どおり搬入した場合の広域化する時点の処理量推計をまとめたものであります。処理量推計によりますと、広域化後に各市町村の希望どおりに搬入した場合でも十分に処理可能であると考えられます。

このようなことから、幹事会で協議した結果、「3 調整方針案」として、「可燃ごみ（行政委託分）について、弘前地区環境整備センターで処理する区域は弘前市、黒石市、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村とし、南部清掃工場で処理する区域は弘前市、平川市、大鰐町とする。なお、その他の可燃ごみについては 2 施設で処理する。」としております。

「分類 1 2 - 1 可燃ごみの処理区域割」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

黒石市長 高樋 憲

処理実績が令和元年度分としてこう出ている、令和8年度の時の処理量が出ていますが、令和元年度に比べれば結果的に処理量が段々と下がっているわけですね。これはどういう根拠でこういう風な、段々と下がっている数字になっているのか。

事務局総括主幹 吹田 稔

処理量推計の令和8年度に関しましては、国が示す推計の式というものがございまして、そちらを使っております。そして、各市町村に聞き取り等を行って、施策等を踏まえたものでこの式に当てはめて推計し、加えて人口の減少というものも想定したもので計算しております。以上です。

黒石市長 高樋 憲

ということは、令和8年頃までのごみの処理体制というものを十分踏まえたうえで、この計画を立てているということでしょうか。

事務局総括主幹 吹田 稔

はい、そのとおりでございます。

黒石市長 高樋 憲

はい、分かりました。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

その他、何かご質問等はございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご質問、ご意見がないようでありますので、「分類12-1 可燃ごみの処理区域割」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。
よって、「協議項目 可燃ごみの処理区域割」は原案のとおり決定されました。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

続いて、次第2の案件（2）「協議項目決定内容の報告」に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

資料7をご覧ください。

こちらは、7月14日に開催いたしました第6回幹事会で調整が終了したBランクの協議項目でございますので、報告のみとなります。

まず、「1 調整内容」であります。広域化後における一般廃棄物処分手数料の減免基準及び手続方法を定めるものであります。

「2 協議に当たっての考え方」であります。①として、広域化後も両組合の現状の減免基準を維持すること、②として、事業者について一定程度減免しつつも、家庭系ごみとの差別化を図ること、を考慮しております。

この考え方を踏まえ、幹事会で協議した結果、「3 調整方針」のとおり、「一般廃棄物の処分手数料の減免について、適用範囲を統合時に拡充する。なお、手続きについては、現行の弘前地区環境整備事務組合の例による。」と決定しております。

調整方針の下の表で広域化後の一般廃棄物の減免基準をお示ししておりますが、広域化後は、住民サービスの拡充を図ることを目的に、事務所から排出される柱等の木材以外を全て減免の対象とするものであります。

「分類10-9 一般廃棄物の処分手数料の減免」についての報告は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ないようですので続いて、次第2の案件（3）「8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクルについて」であります。事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

資料8をご覧ください。

まず、「1 概要」についてであります。国では今年6月にプラスチック使用製品廃棄物の削減とリサイクルの促進を目的とした法律を制定し、全国の市

町村に対して、分別収集及び再商品化に努めるよう求めています。

また、この法律では、住民にわかりやすい分別ルールとすることや、市町村の義務である選別、圧縮、梱包などの中間処理を省略できること、などが盛り込まれております。

現在、8市町村では、各市町村の施策や処理施設の特性に応じたプラスチック処理を行っておりますが、今後は新たな法律に基づく取組みの強化が求められ、また、広域化に伴い予定している南部清掃工場基幹的設備改良工事の財源確保への影響も懸念されることから、今後の進め方などについて協議するものであります。

次に、「2 8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクルの意義」であります。まず、①として、圏域における環境負荷の少ない持続可能な社会の実現が挙げられます。また、②として、8市町村が足並みを揃えて取り組むことによるコスト縮減や事務効率化などのスケールメリットの獲得が挙げられます。

次に、「3 取り組むうえでの課題」であります。①として、8市町村の搬入量に対応可能な処理施設の確保が必要になること、②として、収集運搬費用の増加や中間処理・再資源化処理費用が発生すること、が挙げられます。また、これらの他に取組みに係る住民等への説明などに時間を要することが想定されます。

最後に、「4 今後の方針」であります。法律の施行に向け、今後、国から具体的な分別基準や処理方法、財政支援策などが示されることが予想されますが、8市町村及び組合が速やかに呼応できるよう早急に調査研究を含めた検討を行う必要があると考えております。このようなことから、本協議会として、令和8年度からの8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクルの実施に向け、具体的な制度設計などの協議を進めることをこの場で協議いただきたいと考えております。

「8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクル」についての説明は以上です。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ただいま事務局から、8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクルについて説明がありました。

プラスチック資源の取扱いについては、事務局からの説明のとおり、圏域における環境負荷の少ない社会を目指そうとするものであります。ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

将来的な8市町村の住民の利益を考えた場合に、8市町村が同じ方向性で足並みを揃えて連携していくということが大変重要であると考えておりますので、

皆様にはまた具体的なご報告をしていきたいと思ひます。

それでは、委員の皆様にお諮りしたいと思ひます。

津軽地域ごみ処理広域化協議会として、令和8年度からの8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクル実施に向けて、具体的な制度設計などの協議を進めていくということにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

ただいま、協議会として具体的な協議を進めることが確認されましたが、協議会としてどのように進めていくかについて、事務局から提案等があればお願いいたします。

事務局長 岩崎 隆

事務局といたしましては、広域化協議の協議項目として本案件を追加いたしまして、協議を進めていくということをご提案したいと思っております。

なお、協議項目の分類や名称、協議ランクなどの詳細につきましては、事務局で協議内容を整理して、幹事会及び専門部会で協議した上で決定し、次回協議会で報告させていただきたいと考えております。

事務局からの提案は以上でございます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ただいまの事務局からの提案として、広域化協議の協議項目としていきたいということでございました。この事務局の案につきましてご意見、ご質問ございますか。

黒石市長 高樋 憲

ようやく国の方針と合わせて一歩進んだことに大変歓迎いたしております。ただ、今後の協議会で協議して進めていくことと併せて、令和8年ですから、あと5年しかないわけで、この段階で一番大事なのは各市町村の住民に対する説明を十分行っていく、そして理解を求めて、協力体制を構築していくということが大変大事になっていくと考えていましたので、協議会で色々協議進めたこと等を、随時各市町村の担当課に情報を流していただいて、それを各市町村で広報等を活用して住民にも知っていただける努力もしていくということが大変大事になってくると考えていましたので、そのことについて協議し、対応していただければと思っております。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ありがとうございます。その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

それではお諮りいたします。

令和8年度からのプラスチック資源一括回収リサイクルについて、協議項目に追加することとし、詳細は幹事会及び専門部会で協議し決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、プラスチック資源一括回収リサイクルを、協議項目に追加し、詳細については幹事会及び専門部会で協議し決定することといたします。その際はただいま黒石市長からもありましたとおり、各市町村でしっかりと広報ができるように体制づくりについても充実するようお願いをいたします。

それでは、令和8年度からの実施に向けて、未来を担う子供たちにより良い環境を残すために取り組んでいきたいという風に思いますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で、本日の案件の協議は全て終了となります。

【3 その他】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次第3の「その他」としてご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

最後に事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局長 岩崎 隆

事務局から、今後の協議会の開催予定について、ご連絡いたします。

今回は、本年11月頃の開催を予定しており、それまでに幹事会及び専門部会で調整を終えた項目について、協議をいただきたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。

【4 閉会】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上をもちまして、第5回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉会いたします。
大変お疲れ様でございました。

以上

（午後2時33分終了）